

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 7 編の 2 28-1 及び 2-1	(新設)	「特定農業者」の定義について、自らの名義で農業を営まない農業者についても特例措置の対象となることについて、その具体的範囲を明確にした。
28-1 及び 2-2	(新設)	自らの名義で農業を営まない特定農業者が果実酒の原料とすることができる果実の範囲については、「自ら生産した果実に準ずるもの」として、生産に直接従事したものと同一の種類の実果が含まれることを明確にした。
28-3	(新設)	「販売」には、無償による譲渡は含まれないことを明確にした。
28 の 2-1-1	(新設)	「農産物」とは、日本標準商品分類の「69 農産食品」「70 畜産食品」に属するものをいい、このうち、原則として「69-95 砂糖」「69-96 糖みつ」「69-97 糖類」及び「70-4 はちみつ」を除くことを明確にした。
28 及び 28 の 2 共通-2	(新設)	「生産」の意義について、社会通念上、「採取」したものは含まれないことを明確にした。